

## VPP プロジェクトに関するモニター参加規約

東北電力株式会社

本規約は、東北電力株式会社（以下「東北電力」といいます）が、VPP プロジェクト（以下「本実証」といいます）を行うに際し、本実証にご協力いただく方（以下「モニター」といいます）に、遵守いただく事項を定めるものです。

### 第1条（本実証の概要）

本実証では、モニターが保有する太陽光発電設備（以下「モニター保有設備という」）について、発電量等のデータを取得するとともに、モニターが新規設置する蓄電池やエコキュート（以下「対象機器」という）を、東北電力がモニター宅に新規設置する通信機器（以下「通信機器」）にて遠隔で制御し、電力消費に関するデータを収集し、分析し、調査します。

### 第2条（本実証の目的）

本実証では、モニターの利便性を損なうことなく、対象機器を制御し、電力の需給調整を行い、エネルギーコスト削減等につながる新しい商品・サービスの開発・改善することを目的とします。

### 第3条（実証期間）

本実証の実証期間は、以下のとおりとします。なお、東北電力は、関連する諸事情を勘案し、実証期間を変更することがあります。

- （1）本実証の実証期間は2019年11月1日から2021年3月31日とします。
- （2）本実証は、前号に定める実証期間のうち、モニターの実証準備が整った日以降で東北電力が指定する日に実施することとします。

### 第4条（モニターの申込み条件）

1. 本実証のモニターの申込み条件は、以下の通りとします。

- （1）東北電力と電気の契約を締結しており、東北電力のWebサービス「よりそうeねっと」（以下「よりそうeねっと」という）に会員登録済であること、もしくは新規登録いただけること
- （2）2020年3月までに固定価格買取期間が満了となる太陽光発電設備があり、実証に必要な発電量等が確保可能であること
- （3）東北電力グループである「株式会社Eライフ・パートナーズ」が提供する蓄電池リースサービスを新たにご成約いただき、2020年3月までに蓄電池の設置工事を終えることが可能であること

- (4) インターネット回線契約があり、有線LANおよび無線LANを利用することのできるルーターを準備いただくこと
  - (5) Android または iOS を搭載したスマートフォンまたはタブレットPCを準備いただくこと
  - (6) 電力メーター情報発信サービス（Bルート）により別の HEMS 機器を設置し利用していないこと
  - (7) 宅内に通信機器を設置いただけること
  - (8) その他、別途東北電力が条件を定め、提示した場合、その条件に従うこと
2. 申込手続きを完了し、東北電力より申込が承諾された方は、東北電力の承諾なしに、モニターとしての自らの資格を第三者に利用、貸与、譲渡等を行うことはできないものとします。
3. 以下のいずれかに該当する場合、東北電力は申込を承諾しない場合があります。
- (1) 申込手続き時の記載内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあったことが判明した場合
  - (2) 同一世帯において、他の方が既に申込手続きを完了していると東北電力が判断した場合
  - (3) その他本実証にあたり東北電力が実施困難と判断した場合

#### 第5条（モニターの実施事項）

モニターが実証期間中に実施することは、以下の通りとします。

- (1) 東北電力がモニター宅内に設置する通信機器の設置工事に際し立会等のご協力をいただき、本実証期間中それを稼働させ、利用できる状態（インターネット回線常時接続の維持および管理など）を保つこと（通信機器の不具合等から稼働が困難となった場合を除く）。なお、通信機器の利用にあたっては、各通信機器メーカーが定める利用規約に基づき利用すること
- (2) 通信機器の利用に必要な各種アプリをスマートフォンまたはタブレットPCにインストールすること
- (3) 実証期間中は対象機器について必要となる操作を行い、本実証が提供するサービスを利用すること
- (4) 実証試験に必要な通信費および電気代を負担いただくこと
- (5) 東北電力に電力メーター情報発信サービス（Bルート）利用申込をすること（既に申込済みの場合は不要）
- (6) 本実証期間中に東北電力が実施するアンケートに回答すること
- (7) その他、別途東北電力が条件を定め、提示した場合、その条件に従うこと

#### 第6条（モニターの資格）

本実証において、第4条で定める条件を満たさないこと、または第5条で定める実施事項の

履行が認められないことが判明した場合、モニターが本規約に違反した場合、モニターが反社会的勢力である場合には、判明した時点で、モニターの資格を失効させていただきます。この場合、モニターの資格失効後、東北電力に通信機器を返却していただきます。なお、当該事項に起因して生じたモニターの損害について、東北電力は一切責任を負わないものとします。

#### 第7条（通信機器の設置）

1. モニターには、東北電力より通信機器を1世帯あたり1台ご提供します。
2. 通信機器の設置工事については、東北電力が手配する設置工事会社がモニターと調整のうえ実施します。
3. モニターは、東北電力が定める期間内に通信機器の設置工事が行われない場合は、モニターの資格が失効する場合があることをあらかじめ承諾します。

#### 第8条（通信機器の故障対応）

通信機器に故障が生じた場合は、末尾に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。通常使用での通信機器故障で、本実証期間中の場合に限り、東北電力にて修理、または代替機を送付します。

#### 第9条（通信機器の盗難・紛失対応）

モニターが盗難等の理由で通信機器を紛失した場合は、直ちに末尾に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。通信機器を紛失した世帯においては、原則、モニターの資格は失効となりますが、紛失の原因によっては、本実証を継続できる場合があります。その際は、別途定める所定の手続きを通知します。

#### 第10条（知的財産権の取り扱い）

1. モニターは、東北電力または第三者から通信機器を通じて提供される情報その他の著作物および一切の知的財産権（意匠権・特許権・商標権・ノウハウ等を含みます）を、当該著作物等に関して明示的に許諾された範囲および著作権法等で認められる私的使用の範囲を超えて利用することはできません。
2. 本実証に関わるすべてのコンテンツ（文字、グラフィック、ロゴ、ボタンアイコン、画像、リソース、オーディオクリップ、デジタル形式でダウンロードされたもの、データに編集を加えたもの、ソフトウェアなどを含みます）は、東北電力、および東北電力と提携する他の事業者、団体の財産であり、著作権等によって保護されています。

#### 第11条（禁止事項）

モニターは、本実証にあたって、以下の行為をしてはならないものとします。なお、モニタ

一により以下の行為がなされたと東北電力が判断した場合、東北電力はモニターの資格を制限または失効することができるものとします。

- (1) 本規約およびよりそう e ねっと利用規約、その他の関連規約に違反する行為
- (2) 譲渡された通信機器を販売、東北電力の承諾なしに同一世帯の方以外の第三者に貸与する行為
- (3) 他のモニターになりすます等不正の目的で本実証を利用する行為
- (4) 本実証に関わる東北電力または通信会社を含む第三者の財産権、プライバシー権、その他の権利を侵害・制限する行為
- (5) 法令または公序良俗に違反する行為
- (6) 本実証を利用した営利目的行為、またはその準備行為（東北電力の別段の承諾がある場合を除く）
- (7) 東北電力および第三者の信用を毀損、権利を侵害する行為
- (8) 本実証の運営を妨げる行為
- (9) 東北電力の事業活動を妨げる行為
- (10) 本実証にかかるコンピュータ・システムまたはネットワーク等への不正アクセスを試みる行為
- (11) 本実証を通じて利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (12) 本実証にかかるアプリ、ソフトウェア等をリバースエンジニアリング、逆コンパイルおよび逆アセンブル等解析する行為
- (13) 本実証の運営を妨げるソーシャルメディアへの投稿
- (14) 前項目に該当するおそれのある行為
- (15) その他、東北電力が不適切と判断した行為

#### 第 12 条（本実証期間中における安全対策および留意点）

1. 対象機器の遠隔制御時は、直接対象機器の操作は行わないでください。
2. エコキュートの制御は前日の発電予測にて行い、給湯量が不足しないよう制御することを想定しておりますが、状況により、給湯量が不足する可能性があります。こうした事象に伴い、モニターに損害又は損失が生じた場合であっても、東北電力は一切の責任を負いません。（なお、エコキュートには湯切れ防止機能がついているので、こうした事象が発生するリスクは低いと考えられます。）
3. 対象機器の増加や制御内容により、ご家庭の電気料金が增加および太陽光発電の売電収入が減少する可能性があります。こうした事象に伴い、モニターに損害又は損失が生じた場合であっても、東北電力は一切の責任を負いません。

#### 第 13 条（本実証期間中におけるモニターの終了）

モニターは、実証期間中、原則としてモニターをご継続いただきます。ただし、転居等の事

由により、モニターの資格を途中で終了をご希望される場合は、終了手続きが必要となりますので、東北電力問い合わせ先にお申し出ください。

#### 第 14 条（本実証期間終了時の扱い）

1. 原則として、実証期間終了をもって本規約に基づく東北電力からのサービスの提供は終了するものとします。ただし、実証結果により、東北電力からのサービスの提供を継続する場合は、別途ご案内をさせていただきます。
2. 実証期間終了後、通信機器についてはモニターへ無償で譲渡いたします。
3. 実証期間終了後の通信機器の撤去および補修等については、モニターの責任により行っていただきます。
4. 実証期間終了後の通信機器に関する問い合わせは、各通信機器メーカーとします。

#### 第 15 条（内容の変更・廃止）

1. 東北電力は、モニターに事前の通知をすることなく、本実証の内容の全部または一部を変更、追加、廃止する場合があります、モニターはこれをあらかじめ承諾するものとします。また、本実証を全て廃止する場合においては、東北電力は、事前にモニターにその旨を通知するものとします。
2. 本条に基づく本実証の内容の全部または一部を変更、追加、廃止によって生じたモニターの損害については、東北電力は一切その責任を負わないものとします。

#### 第 16 条（本実証の中断）

1. 東北電力は、以下のいずれかに該当する場合には、モニターに事前に通知することなく、本実証を一時的に中断することがあります。
  - (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
  - (2) 本実証に必要な保守・工事などのメンテナンスを行う場合
  - (3) 本実証にかかるコンピュータ・システムまたはネットワーク等に障害が発生した場合
  - (4) その他、運用上または技術上で弊社が本実証の一時的中断が必要と判断した場合
2. 本実証の中断によって生じたモニターの損害については、弊社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第 17 条（個人情報の取り扱いについて）

1. 東北電力がモニターから個人情報を取得する場合には、東北電力は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、東北電力の定める「個人情報保護方針」に基づいて、適切に取り扱います。

「東北電力株式会社個人情報保護方針」

<https://www.tohoku-epco.co.jp/privacy/>

2. 申込手続き時および、利用手続き時に記載した個人情報は、東北電力が取得・保有します。
3. 東北電力が取得・保有する個人情報は、以下の通りです。
  - (1) スマートメーターの値
  - (2) 太陽光発電量、売電量
  - (3) エコキュートの動作データ
  - (4) 蓄電池の動作データ
  - (5) キャンペーン応募やアンケート回答等により、モニターから取得する情報
  - (6) 本実証の利用履歴
  - (7) ご意見、ご要望、お問い合わせ等の内容
  - (8) その他、個人情報保護法を遵守した上で、サービスを運営する上で弊社が取得しうるあらゆる個人情報
4. モニターの個人情報の利用目的は、以下の通りです。
  - (1) 本実証の適切かつ円滑な運営
  - (2) サービスの向上・改善案等の検討（モニターから回答頂いたアイデアはサービスの開発に広く活用します）
  - (3) 本実証の内容変更等の場合に、後継プログラムへの引継ぎやそれらに関連する業務の実施
  - (4) 東北電力の連結対象会社もしくは持分法適用会社（以下「東北電力グループ会社」といいます）および他社企業のサービスや情報の内容を充実・改善し、または、新しいサービスを提供することを目的として行う分析
  - (5) モニターに対する、電子メールを含む各種通知手段によるライフスタイル提案、または東北電力が適切と判断した企業のさまざまな商品情報、サービス情報その他の営業の案内もしくは情報提供
  - (6) モニターに対する、東北電力が必要と判断した各種通知
  - (7) モニターからのご意見、ご要望、お問い合わせ等に対する適切な対応
  - (8) 本規約の条件に従った情報提供
  - (9) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的およびよりそう e ねっと利用規約に定める目的
5. 東北電力は、機密保持契約を交わしたうえで、本実証の運営に関する業務の一部を委託先に委託することがあります。委託先は、委託業務を遂行するために必要な個人情報に接し、これを利用しますが、その業務以外の目的で利用することはありません。弊社は、個人情報の保護水準が、東北電力が設定する安全対策基準を満たす事業者に限って、委託先として選定し、当該個人情報の適切な管理、監督を行います。
6. モニターが自己の個人情報について、個人情報保護法その他関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去を求める場合には、東北電力のお

問い合わせ先にご連絡ください。

#### 第 18 条（匿名加工情報の取り扱いについて）

1. モニターは、本実証を通じて取得した対象機器操作データや対象機器および通信機器から取得したデータ等を、東北電力が、モニターの個人名を識別することができないように加工した形で、東北電力の委託先または提携先に提供することを承諾するものとする。
2. 本条の規定は、本実証期間終了後においても有効に存続するものとします。

#### 第 19 条（免責事項）

1. 東北電力は、以下の事項について何ら保証するものではありません。
  - (1) 本実証の内容の全部または一部が変更されることなく維持されること
  - (2) 本実証の内容並びにモニターが本実証を通じて得る情報についての完全性、正確性、確実性または有用性等
2. 東北電力はモニターが本実証の内容を利用したこと、もしくは利用できないことに基づき、モニターまたは第三者に生じた損害またはトラブル（営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の喪失などによる損害を含みますが、これらに限りません）に対し、一切の責任を負わないものとします。
3. 本実証で使用する通信機器およびそのアプリケーションは各メーカーが製造し提供するものです。東北電力は、通信機器およびアプリケーションの製造、開発、運用に関するご質問については、一切お答えすることができません。

#### 第 20 条（規約の変更）

1. 東北電力は、東北電力が必要と判断する場合に、いつでも本規約および個別利用規約を変更できるものとします。
2. 変更後の本規約は、東北電力が運営するウェブサイト内に掲示された時点からその効力を生じるものとし、モニターは本規約の変更後も本実証が提供するサービスを使い続けることにより、変更後の本規約に対する有効な同意をしたものとします。本実証をご利用の際には、随時、最新の本規約をご参照ください。なお、本規約を変更した際は、東北電力よりモニターに別途、電子メール等にて連絡します。

#### 第 21 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 本実証に関する紛争については、訴額に応じて、仙台簡易裁判所または仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

お問い合わせ先

東北電力株式会社 「VPPプロジェクト」事務局

メールアドレス：s.vpp-project.wr@tohoku-epco.co.jp

付則

2019年5月30日 制定